

千葉県立保健医療大学授業料減免審査基準

千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第3条第2号の事由により申請した者に対する、第8条第1項による授業料の減額及び免除（以下「減免」という。）の決定を行うために必要な審査基準を定める。

1 学業成績の基準

授業料の減免に係る学業成績の基準は、次のとおりである。

原則として、学則で定める所定の修業年限内に卒業できると見込まれる者で、それぞれ次の各号に該当する者。

① 1年次及び3年次編入生

ア 前期

高等学校の学業成績の評定（5段階法による。）の合計値を全履修科目数で除した平均値（小数点以下第2位で四捨五入。）が3.5以上である者（当該証明ができない者は、入学試験の成績が選抜区分及び学科・専攻別の合格者のうち上位3分の1以内の者。ただし、その合格者が2人以下の場合は第1位の者とする。）又は国の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者であること。

イ 後期

本学における成績をS＝5点、A＝3点、B＝2点、C＝1点、D＝－5点として加算し、当該合計点を科目数で除して得た点数が3.2以上であること、及び必修科目の成績にDがないこと。

② ①以外の者

前後期とも、前号①イに準ずる。

2 被災状況に応じた減免の基準

別表「災害減免基準」による。

3 減免の決定

（1）減免者の決定については、予算の範囲内で行うものとする。

附 則

（施行期日等）

この基準は、平成21年7月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表「災害減免基準」

区分	状況	調整	減免額	期間
建物 （住家・店舗等生活の本拠に限る）・家財	火災・風水害等により建物等の大部分が滅失した場合 （全焼・全壊・流失）	保険金等の補償額が当該建物等を復旧するのに要する経費の2分の1以下の場合	全額	12月以内
		上記以外の場合	半額	6月以内
	火災・風水害等により建物等に被害を受け、全焼・全壊に至らないが、復旧に相当高度な補修（補強）を必要とする場合 （半焼・半壊）	保険金等の補償額が当該建物等を復旧するに要する経費の2分の1以下の場合	半額	6月以内
土地・工作物・設備等	風水害等により土地建物以外の工作物・農作物その他生産手段の物件に被害を受けた場合	年間収入額に対して減収となる額（保険金等の補償額を控除したもの）の割合が70%以上の場合	全額	12月以内
		上記の割合が50%以上70%未満の場合	半額	6月以内